# 公共施設使用料設定の基本方針(平成26年10月作成)

## I. 現状

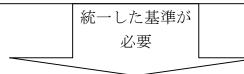
本市の施設使用料の設定については、大部分が合併前の旧市町村の料金で改定が行われていない状況となっている。

また、**算定方法や改定の時期などについての統一した基準がなく**、維持管理費等をもとに、個々の施設ごとに使用料が設定されてきた。

そのため、施設間での使用料格差やその算出根拠が一律でなく、市民にとって公平・ 公正で分かりやすいものとなっていない。

### 【現状の問題点】

- ・使用料算定の基礎となる原価 (コスト) の範囲が不明確
- ・類似施設間での使用料格差
- ・使用料改定の時期が一定でない



本市が提供する行政サービスについて、それに要する経費を的確に把握し、サービスの特性に応じた受益者負担のあり方、使用料改定時期を明確化し、使用料改定について、統一した方針を策定する。

### Ⅱ. 使用料算定の基本方針

### 1. 【受益者負担の原則】

施設の利用者と利用しない者との「負担の公平性」を確保するため、利用者に適正な負担を求める。

### 2. 【使用料算定方法の明確化】

利用者に適正な応分の負担を求めるには、市民に理解と納得が得られるように、使 用料の積算根拠(原価のあり方や負担割合など)を明確にし、「透明性」を確保する。 そのため、使用料の算定方式や積算根拠、経費削減の取り組みなどを、広報やホー ムページを通じて、広く市民に情報提供していく。

### Ⅲ. 使用料算定の考え方

## 1. 基本的な考え方

利用者(受益者)が施設を利用する場合の料金は、各施設の公共性等に着目し、市 (公費)と受益者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の維持管理等に要する費用(コスト)について、利用者が適正に応分の負担をするよう設定する。

## 2. 受益者負担区分

施設ごとの、サービスの性質(公共性の強弱)を、「必需性」と「市場性」2つの 視点により区分し、その公共性に応じて受益者と市(公費)の負担割合を定める。各々 のバランスを図ることにより、負担の公平性を確保する。

## サービスの性質(公共性の強弱)



①【必需性】

日常生活上の必要性・・・・選択的サービスか必需的サービス(表①)

②【市場性】

民間による提供の可能性・・公益的サービスか市場的サービス (表②)

# 受益者と市(公費)の負担割合の決定(表①+表②)

- (1) サービスの性質(公共性の強弱)による分類
- ①【必需性】日常生活上の必要性(選択的か必需的)による区分(表①)

区分	選択的	必需的
性質	・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設	・市民が日常生活を営む上で必要となる 生活水準を確保するために利用する施設 ・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設
公共性 の 強弱	選択的 弱 生活上	この必要性 強 必需的

②【市場性】民間による提供の可能性(公益的か市場的)による区分(表②)

分類	性質	収益性の強弱
公益的 (非市場的)	・民間により同種または類似サービスの提供がない 施設 ・民間によるサービスの提供が困難な施設	公益的弱市場
市場的	・民間に同種、類似するサービスが提供されており、容易に利用できる施設 ・行政と民間が競合する施設で、使用料や供給量に 問題がない施設	強市場的

# (2) 受益者負担区分と負担割合

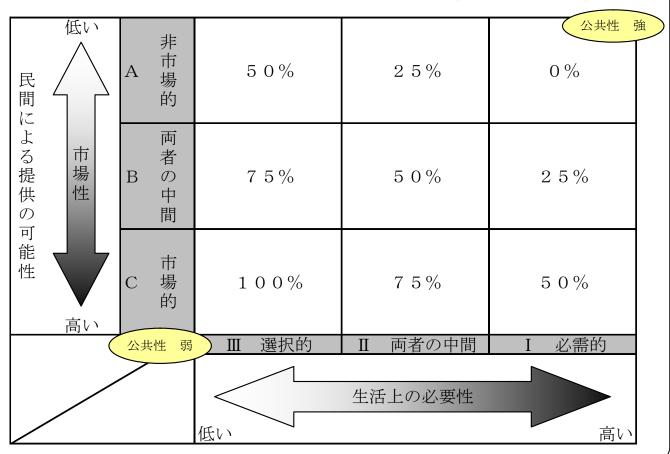
# 【負担区分】

負担区分	受益者負担の考え方	受益者負担割合	
A	市民が日常的に必要とし、公共サービスとして行政が提供すべきサービス	低 <b>个</b>	
В	市民が日常的に必要とし、民間でも提供可能なサービス	B B	
	個人により必要性が異なり、公共サービスとして行政が提供すべ きサービス		
С	個人により必要性が異なり、民間でも提供可能なサービス	C 高	

## 【負担割合】

3分割×3分割=9分類の受益者負担割合5段階(表③)

[よこ軸 表① + 縦軸 表②]



### 3. 施設の管理運営に要する費用(コスト)

利用者(受益者)が負担する費用(コスト)の範囲は、施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」とする。

なお、減価償却費、大規模修繕費については、行政目的を持って建設され、すべての市民に利用の機会を提供するための費用で、市全体の財産となるため費用に含めない。

原価	人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業 務に、従事する職員に要する費用
	物にかかる費用	物件費	サービス提供や施設を維持管理するため、物 品の購入や施設の修理等に要する費用

## 4. 使用料算定の基本算定式

使用料 = 原価 × 受益者負担割合

### 5. 使用料の算定方法(例)

- (1) 1室当たりの原価から使用料を算定する場合・・・貸室等の場合 (例)会議室・ホール等
  - ① 1 m³当たりの原価 = 原価  $\div$  貸出全体面積  $\div$  年間開館時間
  - ②1室当たりの原価 = ① $1 \, \mathrm{m}$ 当たりの原価  $\times$  利用面積  $\times$  利用時間
  - ③1室当たりの使用料 = ②1室当たりの原価 × 受益者負担割合
- (2) 1人当たりの原価から使用料を算定する場合・・・個人利用の場合 (例)歴史館、温泉施設等
  - ①1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間受益者(利用者)数
  - ②1人当たりの使用料 = ①1人当たりの原価 × 受益者負担割合

### Ⅳ. 定期的な使用料改定

市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用等の変化を把握し、3年毎に見直しを行うこととする。

### V. 激変緩和措置

改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることが考えられることから、改定後の使用料が現行使用料の1.3倍を超えない額とする。

### Ⅵ. その他の事項

1. 減免・免除の取り扱い

使用料の減額・減免は、政策的で特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定し、適用していく。ただし、負担の公平性の観点から、これを適正に運用するとともに、施設の設置目的や性質等を考慮したうえで、その必要性を再検討し、今後、統一した基準を設定する。

### 2. 今後の施設管理

各公共施設における、人にかかる費用(コスト)と物にかかる費用(コスト)の管理原価を圧縮することが使用料の低減につながるものと考え、経費の削減に努めるとともに、市民ニーズの把握、公共施設の設置目的に沿った市民サービスの向上をより一層努めていくこと。